

# 支部ニュース 団 東 京 2007年6月号 402

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201  
郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623  
メールアドレス dantokyo@dream.com

## 今号の主な内容

改憲手続法の「成立」と今後の課題……………支部長・島田修一  
5.20青年雇用集会に行ってきました……………笹山尚人  
L I V E ! 憲法ミュージカル in さんたま「キジムナー」  
6000人を動員し大成功に終わる!……………渡邊 隆  
一步前進!そしてこれからの闘い……………松井繁明  
三多摩法律事務所 創立40周年記念の集い……………鈴木亜英  
少年法改正法案の廃案を求めて 国会要請……………富澤伸江  
若手団員向けの学習会のお知らせ  
東京支部サマー・オープン・セミナーにぜひともご参加を!  
東京支部35周年記念事業を行います  
5月幹事会報告  
東京支部 秋のソフトボール大会は11月5日(月)に決定  
日誌

## 改憲手続法の「成立」と今後の課題

支部長 島田修一

改憲手続法の成立を許さないたたかいの目的はどこにあったか。手続法の9条改悪の狙いを広く国民に伝え、国会「発議」を許さない状況を作り出す、仮に発議されても国民の「過半数」は改憲ノーの状況を作り出す、以上にあった(自由法曹団04総会議案書P7)。自民公明は慎重審議を求める世論を前に問答無用と採決を強行したが、まずは運動の到達点を確認したい。9条改悪を許さない状況を作り出すことに大きく踏み出した、と私は評価する。国民主権侵害の余りにもひどい内容に対する驚きと怒りが広

がり、5月3日憲法集会の参加者は東京で6000人（昨年4000人）、銀座パレードに7000人（3500人）と昨年を大きく上回り、これに9条の会運動の更なる広がりが重なり、これらたたかひの前進が自公が狙う民主党囲い込みを失敗させた。改憲勢力が強いから手続法が成立したものではない。彼ら自身、国民の支持を受けて成立したとっていないことはまちがいない。

改憲阻止闘争はこれから正念場を迎える。3年後の2010年に国会発議そして国民投票が企まれており、今後3年が改憲勢力との「本格的な対決の局面」となる。どうすべきか。1つは、手続法の抜本修正を求め、投票運動全面自由化と「有権者」過半数以上を要求。改憲とは今後の国のあり方、人の生き方を決めることだから国民投票から除外される者があってはならず、主権者国民の圧倒的意思が反映されるべきは当然である。今秋にも設置される憲法審査会の活動凍結、発議準備阻止も不可欠。2つは、発議できない世論の広がり。改憲勢力である「新憲法制定議員同盟」、「民間憲法臨調」は“護憲派に対抗”の国民運動方針を打ち出した。今後、彼らと「接近戦」となることは必至。そのためにも圧倒的な宣伝、学習、署名をとおして改憲勢力がめざす「怖い国家」像を伝え、現憲法を生かすことこそこの国の進路であることを共有することが世論の広がりの原動力となるだろう。そのためにも、将来不安を抱える若者への呼びかけをどうしていくか、格差と貧困で追いこまれている人々との連帯をどう求めていくか、軍事大国を望まない保守系の人々への働きかけをどうするか。やるべきことは沢山ありそうだ。5月20日の全国青年大集会に昨年の1200名を大きく上回る3300名が結集したように、怒り出す若者、人間の尊厳をかけて立ち上がる若者が増えてきている。「改正派後退、非改正派激増」の世論調査が発表されると、否決を恐れる彼らは発議に踏み切れないだろう。そうした状況を必ず作り出すことを決意し、前へ進もうではありませんか。



新宿西口で演説する萩尾健太団員



池袋東口で

「攻撃された時のために軍隊は必要」

「いいえ、世界では話し合いで平和をつくらうという流れのほうが優勢になってきていますよ」

## 5.20 青年雇用集会に行ってきました。

笹山尚人 東京法律事務所

1, 愛息穰(じょう。生後4ヶ月)の世話のため、団の5月集会行きを断念した。せっかく自宅で過ごせると思っていたら顧問をしている首都圏青年ユニオンから連絡あり。5月20日開催の青年雇用集会に来るように、という。日本民主青年同盟や首都圏青年ユニオン、全労連青年部などをつくる実行委員会が、「まともに生活できる仕事を! 人間らしく働きたい!」をスローガンに青年労働者の結集を呼びかける集会だ。分科会で「アルバイトの法律相談」をやるのでそれを担当して欲しいということだった。やむなくいいよと言ったら、連中は調子に乗って顧問なら一緒に最後のパレードまで付き合ってくれと言う。嫌だよ、俺は帰って子どもと風呂に入るんだと言ったら、相談したい事件がある、それはパレードのあとになる、午後7時には帰れるから風呂はその後にしてくれと言われた。やむなく1日つきあわされるはめになった。

2, 5月20日日曜日。五月晴れのいい日よりだった。全国各地から、のぼりやかぶりもの、プラカードやたすき、横断幕など、様々な宣伝物を持って青年たちが集まっている。紛れもなく、青年の集会だ。集会で参加者が青年ばかりというのも、あまり見ない光景だ。大変清々しい(いや、別に老齢の方が集まる集会が清々しくないと言っているわけではないのだが。)主催者発表によると3300名の青年が集まったそうだ。

こういう集会は珍しいのか、メディアの取材が非常に多いのも特徴だ。演台の前にずらりと並んだテレビカメラ。私も、たくさんのメディアの方と名刺交換し、お話をさせてもらった。

3, 本集会そのものは午後1時20分からだが、私は11時半に来てくれと言われた。私が担当する分科会が、午後0時からあるという。会場である明治公園に行ってみると、11の分科会のテントがあり、そのうちの一つが「アルバイトの法律相談」となっている。私は首都圏青年ユニオンの伊藤委員長と共に、集会参加者のうち、我がテントに来た人たちの相談にのることになった。相談にのると言っても、車座になったところに参加者が質問するので、皆に聞こえるように私が回答するという形だ。

質問は、次から次へと出た。古典的な質問が多いなという印象だった。「ファミレスで客が来ない状態になると、休憩だとされて給料が出ない。でもお客が来たらすぐ対応するようにということで行動の自由がないのに、休憩というのは納得いかない。」「会社は、アルバイトには有給は駄目だと言うのだけど、正しいのか?」「失敗すると給料から一律1万5千円引かれるんですけど。」「派遣なんだけど苦情は誰に言ったらいいのですか?」「会社が、残業代のうち、一律10万円をカットするのだけれどいいんですか?」等々。こういう集会に集まるような人でも、労働法の知識はあまり浸透していないようだ。私

が話すともなさん頷いて聞いてくれている。お役に立てたようで、うれしい。

4, 分科会が終わり、本集会の開始である。役目を終えてホッとした私は、暑いのでビールを飲みながら本集会を見学した。

演台からは、松下プラズマや、光洋シーリングテクノ、日亜化学、すき家ユニオン、びっくりドンキーの「茶髪解雇事件」、ライブドアユニオンのたたかいなど、現代の青年のたたかいの最先端の経験が、惜しげもなく報告されていく。また、山梨、静岡の青年ユニオンの活動や、岩手の準備会など、青年の労働組合への団結が全国で進んでいく状況も。アルバイトでも、派遣でも、人間らしく働きたい。そのために、企業や働き方を超えて、労働者の大同団結が必要だ。首都圏青年ユニオンが、2000年12月にあげた狼煙が、今、確実に全国に広がりつつある。こういう場に立ち会えるのは、幸せそのものと言って良い。団と共にたたかう労働者がここにいる。しかもびっくりドンキーで解雇された茶髪の女性は、なんと16歳！私より20歳も年下。首都圏青年ユニオンの組合員の中でも、ずば抜けての最年少だ。まぎれもない青年。日本の未来は明るい。ビールも進んで2本目に突入。

5, あいさつに来た日本共産党の志位委員長も気合いが入っていた。そりゃ、うれしかっただろうな、こんなに若い人がたくさんいて、「しいさ~ん！」とか呼ばれて。「みなさんは単に残業代を払われないから、社会保険に入れられないからと言って怒っているのではない。人間扱いされていないということに怒っているのではありませんか。これは人間の尊厳をかけたたたかいなのではありませんか。」会場は、よく言ってくれたというどよめきと、そうさそうさという拍手に包まれた。うん、いいこと言うねえ。彼は最後に、「勇気をもって告発し、仲間を広げて連帯し、青年を苦しめる政治を根本から変えよう」としめくくった。うん、そのとおり。なかなかのもの。私にしては珍しく、ビール3本目に突入。

集会は、「団結してガンバロー！」ではなく、ウエーブで終了した。

6, 集会の間中、それから後で述べるパレードの間も、私ははっきりなしにいろいろな人と話をする。マスコミの取材も多かったが、組合員の相談も結構あった。組合員は、私が何でも知っていると思っている。相談は、職場の問題にとどまらない。「バイクで事故っちゃったんだけど...」「家賃滞納してるんですけど、追い出されちゃいますかねえ。」「借金たまっちゃって、支払えなくなってきました。」みんな、こんなビールをガバガバ飲んでるオッサンによく相談するよなあ。どんどん答え、必要なものは受任する。労働弁護士は、単に労働法を勉強するだけではダメである。

7, 集会終了後の午後3時から、渋谷へ向けてパレード。私もビールでへろへろながら、首都圏青年ユニオンの隊列の中で歩く。

パレードもいつもと違う。首都圏青年ユニオンが考えたものだそうだが、シュプレヒ

コールも、先頭カーのマイクとパレード参加者のかけあいだ。マイクが、「社会保険！」と言うと、参加者は、「入れろ！」と叫ぶ。マイクが「今すぐに！」と言うと、参加者は、「入れろ！」と叫ぶ。マイクが今度は、「残業代！」と言うと、参加者は、「払え！」。マイク「今すぐに！」参加者「払え！」といった具合である。同様に、「解雇」と「撤回」、「有給」と「取らせろ」の4パターンがある。これはロックコンサートでステージの歌い手が観客に呼びかけ、観客が応える、といったことがよくあるが、まさにそのノリだ。マイクが何を言うかでこちらの応える叫びが違うわけで、マイクが何を言うか、よく聞いて叫ぶことを考えるのもなかなか楽しい。ここでマイクを握っていたのは、首都圏青年ユニオンのオルグで、書記次長の山田真吾さんである。

これ以外に一般的なシュプレヒコールもあったが、これも変わっている。「残業の強制なんて、やめて(\*^\_^\*)」とか、「残業代払わないなんて、嫌だー」とか、若い女性の声が甘ったるく叫ぶ。とても同じ調子で叫ぶのは恥ずかしい。はては京都の参加者が、「ネットカフェ難民を、救わなあかーん！」とか叫ぶ。「ろうどう、くみあいにはい、ろ〜」とかのメロディーつきまでもあらわれた。うーむ、すごい。恥ずかしくてついていけない。

明治公園から表参道を通って、渋谷へ抜けるコースは、沿道にも若者が多く、彼らも携帯でバシャバシャ撮ってくれたり、手を振ったら応えてくれたり、楽しかった。途中「MINTIA」の宣伝の女性たちとも遭遇したが、先頭カーのマイクが「残業代もらってますかー？」と呼びかけると、彼女たちは「MINTIA」のボードを振って笑顔で応えてくれた。あれは営業スマイル？それとも本当にもらっているということか？

久々にフルで歩き通したが、恥ずかしいやら楽しいやら、とにかく良いパレードだった。

8, そういえばパレードのあと相談があるということで、問題の組合員とオルグの河添誠書記長と3人で喫茶店へ。相談のことをすっかり忘れて、私はビールをグビグビやっってしまったが、パレードのときかいた汗ですっかり酔いは覚めていた。セーフ。

9, 午後7時20分、私は帰宅した。よい子で待っていた穰と風呂に入って、めでたしめでたし。

10, あれ、そういえば、こんなに貢献したのに、日曜出勤したのに、日当はまるでなし。トホホ。まあ、楽しかったし将来に希望を感じるから、ま、いっか。こんな組合で良かったら、若手団員のみなさん手伝って下さいますか？最近事件激増中で困ってるんで。声かけますのでよろしく。

以上

# L I V E ! 憲法ミュージカル in さんたま 「キジムナー」6000人を動員し大成功に終わる！ ～キジムナーたちが残したもの～

渡 邊 隆 三多摩法律事務所

5月27日曜日。天気は快晴。L I V E ! 憲法ミュージカル in さんたま「キジムナー」の最終公演が八王子市民会館大ホールで行われました。開場前から、最後の公演を少しでも良い席でみたいと500人を超える人達が会場へと詰めかけ、会場外に長い行列を作りました。小平と立川の夜の追加公演も含めると全6公演。前日の5月26日には、昼と夜の立川での2公演をこなしており、出演者たちの疲れはピークのはずでした。しかし、いざ開演されるとそれまでの疲れも何のその、出演者達は、何処にそのような力を残していたのかと思うほど、力強い公演となりました。最終公演を終えた後の出演者の顔は、泣いたり笑ったり・・・表現の仕方は一人一人違えども満足感と喜びに満ちあふれていました。この日の来場者は約1300名。町田、小平、立川、八王子の全会場をあわせると約6000人に「キジムナー」の公演を見てもらうことができました。

実は、小平と立川の夜の追加公演は、町田公演後の5月12日、急遽決まったもので、小平昼公演を1週間後、立川昼公演を2週間後に控えての決断でした。事前に行われた臨時の実行委員会の場ですら、出演者の疲労への配慮等から1公演を追加するという提案に止まっていました。しかしながら、2公演の追加という実行委員が議論すらできなかった最も困難な選択を出演者達は議論し、決断したのです。一人でも見に来てくれた人を帰したくない、町田公演のように見に来てくれた人を帰してしまうようなことはもうしたくないとの思いからでした。そして、見事、出演者は各追加公演も含めて、最後までやり遂げました。

今回、各公演地でアンケートをとったのですが、各公演とも、評判は上々でした。その中でも、出演者のエネルギーに圧倒された、力を与えてもらったという感想が多く見受けられました。今回の憲法ミュージカルのテーマは、沖縄地上戦の悲劇を中心に、平和と共生を考えていくというものでした。市民ミュージカルとしては、かなり重いテーマでした。にもかかわらず、見てくれた人達が力を与えられたと感じてくれたのは、単純に作品の問題だけではなく、100人の出演者のパワーや平和や憲法に対する思いが通じたからだと思っています。

企画の経緯等については5月号の支部ニュースで山下太郎団員が書かれているので、ここでは省略しますが、この企画は一人でも多くの人に憲法のことや平和のを感じてもらいたいというところから始まりました。国民投票法改悪問題等の情勢もあったのでしょうか。沢山の市民の関心を得ることができ、企画そのものは成功に終わりました。追加公演まで行ったということは当初予期していた以上の成功だったともいえます。

そして今、この企画の成功は、地域の運動体の活性化や若い人達の意識の変化等様々なところに影響を及ぼし始めています。ある弁護士の言葉を借りるなら、憲法の種がまかれ、芽吹きは始めているのだと思います。見てくれた人の中には「キジムナー」の全国公演や沖縄公演を要望する声もあります。現実的にはまず難しいですが、三多摩地域以外の各地域で、今回のような企画がおこったらとも考えてしまいます。少しずつでも憲法や運動と無縁な人達の意識を変えることができたら、情勢はきっと変わるはずですが、今回のミュージカルという手法、頭ではなく心に訴える手段の1つとして、やはり有意義だと思います。

最後になりますが、今回の「キジムナー」の開催にあたっては、物心両面で、様々な方から御支援御協力頂きました。この企画が無事成功に終わったのも、皆様からのご支援があったからこそでした。心よりお礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。



写真撮影 皆川まり子

# 一步前進！そしてこれからの闘い

## NTTドコモ情報流出事件の報告

松井 繁明 都民中央法律事務所

5月29日東京地裁（永野厚郎裁判長）は、元創価学会員らによるNTTドコモの通信データ流出による損害賠償請求事件の判決をおこなった。元創価学会青年部副部長（創価大学副学生課長）、元ドコモシステムズ従業員（創価学会員）およびNTTドコモにたいし10万円の支払いを命じるとともに、創価学会および創価大学にたいする請求を棄却する判決であった。

この事件の発端は、2002年4月下旬、創価大学職員が当時同大学副学生課長の根津丈伸（同創価学会青年部副部長）にたいし、2件の携帯電話番号からその所有者を割り出してほしいと依頼したことにある。根津は、同大学を卒業後ドコモシステムズに就職しNTTドコモに派遣されていた嘉村英二（当時創価学会員）にデータ流出を指示。嘉村がこれを実行した。その動機は、依頼した職員が交際中の女性の浮気を疑い、女性と相手の男性の携帯番号から通信データを入手したい、というオソマツなものだった。

根津、嘉村および職員は起訴され、同年11月、有罪判決（執行猶予）を受けた（「第2事件」という）。

ところがこの第2事件の捜査過程で、警視庁深川警察署は、創価学会から脱会した元会員福原由紀子さんと、創価学会と対立する妙観講副講頭佐藤せい子さんの携帯電話の通信データも流出していることをつかみ、2人から事情聴取した。福原さんにたいするデータ流出は、同年3月上旬と4月上旬に実行されていた。しかし捜査がいっこうに進展しないため、2人は弁護士に依頼して刑事告訴することにした。依頼を受けたのが田中隆、藤澤整両弁護士と私である。2003年5月、東京地検にたいし刑事告訴し、同地検特捜部が事件を担当することになった。評論家斉藤貴男氏や創価学会批判の活動をしている評論家乙骨（おっこつ）正生氏らが中心になって「真相究明を求める会」が結成され、2人にたいする支援活動を展開した。

捜査を進めた特捜部は、なんと乙骨氏の携帯電話の通信データも流出していることをつかむとともに、佐藤さんの流出データは秘匿すべきデータには該らないと判断。2005年10月福原さんと乙骨氏の件について嘉村を逮捕した。きびしい追及にたいし嘉村は完全黙秘をつらぬき（見習ってほしいものだ）、東京地検は被疑者否認のまま起訴。起訴後、嘉村は、「上申書」を提出、そのなかで「個人的興味からデータを流出させた」などと述べた。同年12月、東京地裁は嘉村にたいする有罪判決（執行猶予）をおこなったが、そのなかで、個人的興味が動機などという被告人の弁解は「とうてい信用できない」とした（「第1事件」という）。

乙骨氏から民事提訴の依頼を受けたわれわれは、2件の刑事訴訟記録を取寄せて詳細に検討した。それによれば嘉村は、2002年3月7日に福原さんの通信データにアクセスし、翌同月8日に乙骨氏のそれにアクセス。さらに同年4月5日にも両氏のデータにアクセスしたことが判明した。

これにもとづいて乙骨氏は2005年9月、嘉村、根津、創価学会、創価大学およびNTTドコモを被告として損害賠償請求事件を提訴した。(福原さんは個人的事情から原告とはならなかったが、証人として証言するなど訴訟には熱心に協力してくれた)。

嘉村が本件犯行を自白したため第1の争点は、根津が本件データ流出に関与したかどうか、であった。

嘉村は、2001年11月の創価大の大学祭で乙骨氏と福原さんが深い関係にあるというウワサを聞き、個人的興味から2人の通信データにアクセスしたと主張。根津は、通信データ流出に関与したのは第2事件が初めてであり、第1事件にはいっさい関与していないと主張した。

判決はこれにたいし、「個人的興味」によるとする嘉村の供述は「信用できない」と判示した。ウワサの確認ならそれを聞いた直後にアクセスするはずなのに、4ヶ月も経過してから不正アクセスをおこなっていること、ウワサで福原さんの住居地を知ったという嘉村が、それに反するアクセス態様をとっていること、ウワサの確認なら3月7、8日のアクセスで十分なのに4月5日にも不正アクセスをしていること、嘉村が2人のデータを自分のパソコンに保存したり、福原さんのデータをプリントアウトしたり(嘉村の否認にもかかわらず認定)して、たんなる「個人的興味」の域をこえていることなどを、その理由に挙げている。

通信データ流出に関与したのは第2事件がはじめてとする根津の主張も「信用できない」と判示している。その主な理由は、第2事件において根津が嘉村に不正アクセスを指示したときの態様である。嘉村もシステムへの不正アクセスが重大な違法行為であることを認識していた。その嘉村にたいし根津が、午後11時以降の深夜に携帯電話一本で不正アクセスを指示すると、嘉村は理由をたずねることもなくその場でこれを承諾している。このことは、第2事件以前にも嘉村が根津から同様な行為を依頼されたことがあると推認できる、というのである。

こうした判決の事実認定とその評価は、詳細かつ具体的で、つよい説得性を持つものである。

第2の争点は、創価学会および創価大学に、法人みずからの不法行為責任または使用者責任を問うことができるかである。

これについての判決は、法人の不法行為責任を問うには、法人の代表機関による不法行為が必要なところ、本件では法人の代表機関の指示ないし命令により不正アクセスが惹起されたと認める証拠がない、とした。また、使用者責任についても、創価学会と嘉村、根津との間には具体的な使用関係がうかがえず、また、創価学会、創価大学にとつ

て、他人の通話情報を収集することが、外形的にみて事業の一環とはいえない、などとしてこれを否定した。創価学会、創価大学にたいする請求はいずれも棄却したのである。

この判示部分は、まったく真実に反し、判例にも沿わないものであって、とうてい納得できない。そのことは後述する。

第3の争点は、NTTドコモは本件不正アクセスにつき、債務不履行責任ないし不法行為責任を負うか、であった。

これについてNTTドコモは、つぎのような理不尽な主張をした。携帯電話利用契約には「秘密のうちに通話できる」ことは含まれない。それは債務の中心的内容ではなく、たんなる安全配慮義務の範囲で認められるにすぎない。人的、物的整備をおこなっていたNTTドコモに賠償義務は発生しない、というのである。

これにたいする判決の判示は明確である。通信の秘密は憲法上の権利であり、私人間の携帯電話利用契約でも通話の内容はもちろん、通話相手、通話時間、通話の有無等の情報を通話者以外に知られることなく通話できることが、契約当事者間の当然の前提となっている。嘉村はNTTドコモの履行補助者であり、NTTドコモは債務不履行責任を負う、とする。

判決に、根津およびNTTドコモの責任を認めさせたことは、少なからぬ成果と受止めている。困難な主張、立証が認められたことに満足している。しかし創価学会、創価大学にたいする請求が棄却されたことにはとうてい納得がゆかない。

判決は、乙骨氏と福原さんだけでなく、妙観講の信者佐藤せい子さんにたいする、嘉村の不正アクセスをも認定している。これが嘉村の「個人的興味」にもとづく犯行ではなく、根津の指示によるものであることを指摘した判決は、正当である。

しかしそれと同じように、個人としての根津にも、乙骨氏、福原さんおよび佐藤さんの個人情報収集しなければならない動機、目的は存在しない。根津はこの3名と個人的関係をまったく持っていないのである。当然、根津にたいして不正アクセスを指示した存在があるはずである。それは創価学会、創価大学以外には想定できないのである。

創価学会は1970年の宮本宅盗聴事件以来、敵対者に関する情報収集を業務の一環として遂行してきた。本件不正アクセスもその顕れにほかならない。創価大学は、創価学会とは別法人であるが、社会的実態としては一体の存在である。こうした創価学会、創価大学が、創価学会をきびしく批判してきた乙骨氏、乙骨氏に協力してきた福原さんおよび創価学会と対立する妙観講幹部の佐藤さんの情報を収集するのは、その体質そのものなのである。

控訴して、これらの点をさらに明らかにしてゆきたい。

# 三多摩法律事務所 創立 40 周年記念の集い

鈴木 亜 英 三多摩法律事務所

6月1日立川パレスホテルで開かれた三多摩法律事務所の創立40周年記念の集いは各界から大勢の参加を頂き、ひとまず成功裡に終わりました。

松井繁明団長のあいさつをはじめ参加の皆様から励ましの言葉を戴きました。御多忙のなかかけつけて下さった、団員の皆さんにはこの紙上をお借りして厚くお礼申し上げます。

1967年といえば、立川市はまだ敗戦と占領の影を色濃く残しながらも、安保世代が平和と民主主義を地域職場に根づかせるために意気高く闘っている時代でした。このため、解雇事件や弾圧事件が頻発し私たちの仕事の大半はこうした事件との取り組みでした。

私はこの事務所の創立の頃からかかわってきましたから、それからの40年の変化をつぶさに見てきました。一言でいえば、今日の三多摩地域の状況は当初の想像をはるかに超えるものがあります。

教育基本法の改悪も国民投票法の成立も、もうひとつの時代の始まりだという感を強く持つだけに、40年前のあの頑張りがいま改めて求められていると実感します。

三多摩法律事務所は弁護士の現有勢力は19名ですが、50期以降の入所者がそのうち半数近くに達するという若手中心の事務所に生まれ変わっています。古手となった私たちからは注文をつけたいところは多々ありますが、その時々若手集団が知恵と行動で情勢を切り拓いてゆかなければ地域事務所の前進はありません。そういう意味では頼もしく育っているといってお言ではないと思います。

節目ごとに開かれる創立記念の集いはその準備が大変です。記念誌をつくり、スライドをつくり、パーティーを成功させるために弁護士も事務局員も一丸となって取り組みます。しかし、このプロセスが大切です。

このパーティーのあと、若手の弁護士、事務局員に感想を聞いてみました。「パーティーなんか情勢に合っていないんじゃないかという気がしていたが、やってみると地域のいろんな人が来てくれた。闘いを振り返る機会になって新たな一体感が持てた」という若手弁護士のK君。「5月は『憲法のつどい』『憲法ミュージカル』の季節だった。その流れのなかにレセプションはあった。ベテランから若手まで一緒に頑張った。地域における事務所の役割が良く分かった。」という新人事務局員M君。「弁護士の事件取り組みのスライドに次々と拍手が起こったでしょ。予想外のことでした。集まった関係者の熱い思いが私に伝わってきて本当に感動しました」というスライドづくり担当の事務局員Hさん。「私たちはほんとうに限られた人数ですよ。それぞれ個性と能力を発揮すれば、こんな大きなことができるなんて思ったらすごいことだと思いました」という入所間もない事務局員のKさん。

レセプションは日頃の感謝の気持ちを依頼者や関係者の皆さんに伝えることが主な目的ですが、この行事の中味を一番深く受け止めたのは外ならぬ事務所の所員だったと思います。こんなふうに事務所の40年史をまとめて見聞きする機会は外にないからでしょう。

電話盗聴事件を共に闘った国民救援会の山田善二郎会長も、参議院議員の緒方靖夫氏もあいさつに立ってくれました。あの事件発生から早くも20年が経ちました。歳月の流れを感じないわけにはいきませんでした。憲法の動向を左右する参議院選挙を間近に控え、私たちの胸に去来したのは次の時代の扉を開ける仕事も力の限り手伝いたいとの思いの一点にあったと思います。

## 少年法改正法案の廃案を求めて 国会要請

富澤伸江 五反田法律事務所

5月10日、自由法曹団員で、少年法改正法案の廃案を求めて国会議員要請活動を行いました。私は、いつもお世話になっている先輩弁護士から前日に連絡を受け、急きよ参加させていただきました。ただ、以前から少年法改正については、少年院の収容年齢の引き下げや、保護観察中の遵守事項違反によって少年院に収容する制度の創設等、問題が大きいと感じていましたので、改悪されないようにできることがあれば何でもしたい、要請活動にも是非参加させてもらいたいという気持ちで、のぞみました。

当時、少年法改正法案で大きな問題のひとつとされていた、警察のぐ犯少年に対する調査権限の条項が、衆議院審議の最後の最後で削除となったということを知っていました。この大きな成果は、今まで少年法の改悪反対！と地道な努力を重ねられていた方々によって得られたものだと感じ、努力は実を結ぶのだと感動もしました。このような気持ちも手伝って要請活動に参加しました。

議員要請当時は、少年法改正法案は、すでに、衆議院を通過し、参議院で審議中の時期でしたので、参議院法務委員会の議員を中心に要請活動を行いました。

議員要請といっても、飛び込みで面会を要請するので、議員不在のことが多く、大半は秘書対応でした。政党、議員、秘書それぞれの個性もあるのだと思いますが、要請を

しているときの受け取り方は様々でした。ただ、少年法改正については社会で騒がれている問題でもあり、どのような点が問題かということについてもすでに理解なさっていた方が多く、門前払いというようなケースはありませんでした。

議員要請を終え、弁護士それぞれで報告をしたときに、通常は要請活動では面会してくれない議員の方も少年法改正反対の要請だということで面会してくれたという報告もあり、議員の関心の高さも伺えました。

しかし、要請後、改正少年法は問題を多くかかえながらも成立してしまい、残念ながら、私たちの要請活動が具体的に実を結ぶということはありませんでした。

しかし、要請活動をし、私たちの声を議員に届けることで具体的な問題点を理解してもらい、真剣に審議をしてもらうことには少しでも資することができたのではないかと思います。今後も地道な活動を続け、いつしか大きな成果を得られるよう努力しようと思いました。

以上

## 若手団員向け学習会（仮題）のお知らせ

東京支部事務局次長の山下です。今年度の団支部の活動の一環として、団支部の若手団員向けの学習会を企画することになりました。

この企画は、団東京支部のますますの発展のために、団支部の若手団員と一緒に考え、議論する機会を持ちたいとの趣旨から行うものです。

学習会の内容としては、この間新しく定められた制度等についての学習と、これまで憲法判例を築き上げてきた自由法曹団の先輩方から、憲法判例事件に取り組んだ思いや経験を語っていただくというものを考えております。

今年度の日程は以下のとおりです。

第1回 2007年 9月26日午後6時～午後8時（その後懇親会）

場所：団支部

第2回 2007年11月26日午後6時～午後8時（その後懇親会）

場所：団支部

第3回 2008年 1月23日午後6時～午後8時（その後懇親会）

場所：団支部

具体的な内容につきましては、近々若手団員向けにアンケートをとらせていただき、それをもとに内容を決めていきたいと考えております。

詳細が決まり次第、おってお知らせをしたいと思っておりますので、宜しく願い申し上げます。

# 東京支部サマー・オープン・セミナーに 是非とも御参加を

団東京支部の恒例の夏期合宿を、今年は「サマー・オープン・セミナー」と装いを改めて後記の通り行います。是非とも多数の方・多数の事務所からのご参加をお願い致します。1泊2日でゆったりと議論したいと思いますのでふるってご参加下さい。なお、日程の確保が難しい方は1日だけの参加も結構ですので申し出てください。

## 第1日「改憲を阻止するために－法律家に期待すること」

5月14日に改憲手続き法（国民投票法）が成立しました。改憲の策動は3年後の改憲発議・国民投票をめざして加速し、改憲のためのキャンペーンや「大衆運動」も従来の枠を越えたものとなるでしょう。

団東京支部や各法律事務所では、従来から憲法学習会や護憲のための活動を長年にわたって行ってきました。最近では法律事務所9条の会を結成し大規模な集会を開催する、三多摩の若手弁護士がミュージカルを連続開催するなど目を見張る活動も増えています。また、地域・職場9条の会や共同センターとの協力・共同なども増大しているでしょう。

この時期に、運動の目標・課題を明確にしてギヤーを入れ替えること、同時に従来の諸活動のいっそうの発展をめざすとともに、今までの枠を越えた運動を創造することが求められているのではないのでしょうか。

そのためには、一定の時間を確保した討議が必要です。憲法会議の新事務局長・長谷川氏（元全教副委員長）から「改憲を阻止するために－法律家に期待すること」（仮題）と題して問題提起していただくことにしました。そして、多くの団員・事務局の方にご参加いただき、これまでの活動の報告をいただくとともに総括し、今後の活動の方向・テーマを具体的にイメージできるように討論をしたいと希望しています。

## 第2日「若い弁護士が参加したい団活動へ－若手学習会を成功させよう」

幸いなことに、司法試験の合格者が急増したことから団員のいる集団事務所・個人事務所にも新しい弁護士が多数入所するようになりました。特に団員が1人又は数人の法律事務所に入る弁護士も急増しています。しかしながら、その方々が団に加入しなかったり、加入しても悪法反対などの団活動に参加しない傾向があります。

団5月集会のプレ企画でも報告されましたが、修習期間の短縮、特に新司法修習における前期修習の廃止によって同期による青年法律家協会の修習生部会立ち上げが困難となることが予想されます。現状でも青法協会員数が少ないために同期への影響力が減少

しています。青法協を通じて団員やその活動にふれる機会も減っています。また、各事務所は採用の条件・前提として団への加入を求めることが多く、よくわからないまま団に加入させられたという例もあります。

逆に、団東京支部としては、法科大学院時代や修習生時代に団の存在や活動内容を法曹を志す人々に伝える力・機会がもてないまま推移しているのではないのでしょうか。

それとともに、団東京支部として、団員のいる事務所に加入した弁護士に対して団の意義と魅力を語って入団するように熱心に勧めてきたのでしょうか。また、入団した若手団員に対して、団活動に参加できるような機会を設けてきたのでしょうか。

若手団員が団の活動の担い手になれるようにするのは私たちにとって極めて重要な課題です。それならどうしたらいいのか・若い事務局次長らが力を合わせて若手の弁護士を集めて勉強会を定例化してみたら・という話になりました。それを成功させるためには事前に問題意識を出し合い、若手団員の方の参加はもちろん、各事務所や先輩団員にも協力と理解を求めたいと思い、合宿のテーマとしました。

なお、討議の具体的な進め方も事務局次長らが検討中です。ご期待下さい。

## 記

日 時 8月24日(金)午後1時開始 25日(土)12時終了予定

場 所 湯河原温泉 ホテルあかね  
神奈川県足柄下郡湯河原町宮下705 Tel 0465-63-2255

費 用	1泊2日	1万6千円
	夕食懇親会まで参加	8千円
	会議のみ	2千円

- テーマ 1 「改憲を阻止するためにー法律家に期待すること」  
2 「若い弁護士が参加したい団活動へー若手学習会を成功させよう」



議論の後は温泉で  
心も体もリフレッシュ

# 自由法曹団東京支部

## 35周年記念事業を行います。

来年、2008年は自由法曹団東京支部設立35年になります。これを記念し、35年の成果を確認する事業を行いたいと考えています。記念のシンポジウム、レセプションも計画しています（おそらく支部はじめて？）。みなさまとともにぜひ楽しいものになりたいと思います。

35年の間、私たちは都民を初めとする多くの人々から、基本的人権や平和・民主主義を擁護するために、権力や財界・大企業と正面から対立しても逃げず、法律専門家の闘い続ける集団として信頼を受けてきました。現在の日本の状況は、ますます自由法曹団が積極的な活動を行うことを求めています。とりわけ、21世紀を担う若い団員が活動の中心的存在となり、今までにない幅広い分野でさまざまな活動を発展させることが急務となっています。

一方で情勢には厳しさもあります。私たち団員が人権、平和、民主主義を擁護するため依拠してきた日本国憲法が改憲され、「戦争する国」に変貌し、人権、平和、民主主義が抑圧変質され、貧困が蔓延し社会的弱者がさらに悲惨な状況に追いやられる・そんな危険が現実の日程に上ってもいます。

団東京支部は35周年を迎えるにあたり、この事態に素早く対応して改めて飛躍したいと考えます。そのために、全ての団員はもちろん、事務局労働者、そして日頃からさまざまな活動とともに進めてきた諸団体・労働組合の方々にも多数ご参加いただき、35周年記念事業を実施したいと思います。この35周年記念事業成功のために東京支部に属する全団員の積極的なご協力を求める次第です。

### 【 その時期・内容は 】

- 1 式典等 2008年2月22日（金）都内のホテル又は会館等を予定  
東京支部総会  
シンポジウム  
レセプション
- 2 記念誌の出版 35年を記録しつつ現在の役割を浮き彫りにするものを出版したいと考えています。特に団内外の若い弁護士に団東京支部の魅力を語るものになりたいと考えます。

### 【 その企画・立案・実施は 】

執行部に相当数の幹事を加えた実行委員会を設けることを幹事会で決めました。

さらに、実行委員会の下に シンポジウム、 レセプション、 記念誌 そ

れぞれにプロジェクトチーム（PT）を作りたいと思います。各PTは幹事・執行部担当者に加えて適任者を補充し構成します。

【ぜひ35周年記念事業成功のためにご協力を】

35周年記念事業成功に向け、ぜひ実行委員やプロジェクトチームにご参加下さい。またご意見をお寄せ下さい。楽しく、元気になる記念事業を行いましょう。

## 5月幹事会報告

2007年5月25日 参加者13名

### 1 憲法ミュージカルの報告

三多摩地域の若手弁護士10人が呼びかけ人となって開催した憲法ミュージカル「キジムナー」は、5月6日の町田公演、5月20日の小平公演、及び小平追加公演、5月26日の立川公演、及び立川追加公演、5月27日の八王子公演の全公演を終了した。沖縄の木の精霊「キジムナー」が語り部となり、沖縄戦の悲劇などを伝えることをつうじて、平和、共生といった日本国憲法の価値をとともに感じ、ともに考える内容のミュージカルだった。4会場6公演の総観客数は6000人となり、大きな成功を収めることができた。

一つの成果は、これまで憲法改悪阻止の運動を続けていた人も、これまで「何かがおかしい」と思いながらも運動に参加していなかった人も、さらにはこれまで憲法について考えたことのなかった高校生や若い人も、一緒に楽しみながら企画し、あるいは観客としてミュージカルを楽しんでもらえたことだったと思う。そして、その背後には、この憲法状況に疑問をもっている人がやはり相当の数いたこともあるのではないかと思う。

### 2 若手学習会を開催することに

学習会の概要等の確認と日程確保

・学習会の目的 = 自由法曹団東京支部の若手の団員に、自由法曹団東京支部の活動に参加してもらうきっかけとする。

そのためには「まずは団支部に来てもらう」ことを直近の目的と設定することでどうか。

ただし、自由法曹団東京支部が行うことの意味も考えなければならないと思われる。学習会の目的からして、必然的に、若手団員 = 50期代後半、特に57、58、59期の参加を。

学習会の内容について

「まずは団支部に来てもらう」という目標設定からすると、当然、若手支部団員が勉強したい内容を設定する必要がある。

a. 例えば・・・

裁判員制度について

医療観察法について

労働審判について

公判前整理手続き

消費者事件（先物取引）

当番弁護士制度、即決裁判手続 etc.

初回が9月だとすれば、若手団員向けにアンケートをとって、リサーチを行ったほうがよいのではないか。

具体的には、メンバーでテーマの例をいくつか挙げるなどして、どのようなだったら聞きたいかを確認する。

方法としては例えば、各事務所宛にアンケートを送付し、各事務所の若手に聞いてもらって報告してもらおうというかたちはどうか。

b. 一方、同じく「自由法曹団東京支部が行うことの意味を考える」という留意点からすると、

かつての弾圧事件の弁護団メンバーに、当時のたたかいを振り返ってもらう

これまでの自由法曹団の活動の成果についてアピールする

大型弁護団事件の報告

なども考えられる。

例えば、1回毎に、a.のテーマをひとつ、b.のテーマをひとつ選んで1時間ずつの2部構成にするのはいかがか？

+ 憲法判例百選で出ている事件の弁護団員に聞く。

講師について

a. 講師たりうる、実際にやっている人に頼む = マニュアルに書いていないことを知っている人。

b. 弁護団員

宣伝と参加者の獲得

・ここが一番苦勞すると思われる。どうしたら参加してもらいやすいか、誘いやすいか。

最後は個別に電話でよびかけ。

### 3 5月集会の総括

感想

：最近若者が憲法について関心を持ってなくなっている。その中で、京都の報告で、若い人が集まる場所で、国民投票法案のアンケートを取ろうという企画が

あった。ボードを用意して、賛成、反対にシールを貼ってもらう。法案を知らない人もたくさんいるので、質問がされると回答もした。会話も弾んで、国民投票法案について話もできたという報告であった。シールも、かたちを星形にしたり、ハート形にしたりという工夫もしたとのこと。

：大勢参加していた。雰囲気良かった。

：講演 18歳投票になるということで、若い人と話をする必要もある。9条というだけでなく、改憲手続法案の修正を勝ち取るべきであるという意見もあった。

：新人の学習会 いろいろなノウハウを聞いた。地元の弁護士が、硫化窒素の人体への影響について検証に行った報告。

：非常に元気が出た。ただ、ショックだったのは、水俣市長が挨拶に来たが、水俣はあれから51年経つが明るさがないということだったこと。水俣にとどまらないで、最近では産業廃棄施設が建設され、また被害を被ろうとしているとのことであった。市レベルではどうしようもない問題であるとのこと。ただ、水俣は命の尊さを知っている街なので、これからも活動していきたいとのことだった。

圧巻だったのは後藤さんの講演。

経済学者ではなく、社会哲学者という角度からの分析。今もたらされている貧困、格差拡大について、本格的な講演であった。キーワードは、収奪、放置、抑圧。このキーワードで、今の支配層の攻撃とそれへの対応の分析、展望を披瀝した。

話の最後では、改憲阻止闘争と貧困格差の問題をどう結びつけていくのかという問い。それに対する回答は、これまでの構造改革に対する戦いに対する反省。労働組合運動の長期停滞、福祉国家の未経験。対応は、仕事に困難を抱えている人の組織改革。首都圏青年ユニオンの活動が、組織化に向けてのうごきを進めている。後藤さん自身も呼びかけ人。

分科会でも、若者の問題が口々に聞かれた。4年後国民投票。中学2年生が18歳で国民投票を行う。若者に広がっていかないとこの運動は展望がないという忌憚のない意見が出された。

保守派に対する訴えかけも一人ひとりが考えなければならない。

格差貧困の根には、教育格差がある。教育格差からその他の格差が広がっている。日本の教育は高い。憲法は暮らしと結びついたものなので、9条を話ただけでは広がらない。

：後藤先生の話について、10年前の幹事会での話は、既存の組合運動が駄目だということだったが、今回、一步深まった話だった。

広い問題提起をされたので、今後の団の活動にどう結びつけていくか。

：無事に終わることができた。後藤さんの講演から分散会につながるかということとを心配したが、問題意識をもった発言が多かったのでよかった。

自由法曹団は、個別の悪法阻止闘争は得意だが、憲法改悪阻止ということについて、どう語っていくのか

#### 4 改憲問題

清水書院の政治経済の教科書に9条の会の一周年記念の写真が掲載される。これまで、政治経済の教科書でこのようなことが行われたのは初めてで、意味のあることであると考えられる。

5・3集会 3時のデモに団員が20人くらい参加していた。去年、一昨年に比べれば参加が多かった。

また、しんぶん赤旗に、自由法曹団東京支部の声明が載っている。

改憲手続法案が成立した後、どういう運動を進めていくのかということで、団の対策本部が昨日ひらかれた。7月29、30日の1泊2日で、奈良で全活を行うこととなった。その場で、団本部から方針も出ると思われる。

#### 5 サマー・オープン・セミナー

運動論をすべきではないかという議論となって、改憲手続法成立後の改憲阻止の運動の構築について議論をすることとなった。

一日目：8月24日の午後に、その議論をする。

もう一つのテーマとして新人対策 団系事務所に入ったが自由法曹団には参加しないという人と、どういう運動ができるのか。 企画を発表して、意見交換をしつつ、それ以外にも、支部と事務所が連携してどうしていくのかを考える。

自由法曹団に参加しないという人の問題は、全国的な問題のようである。

小さな支部の場合、新人が全員団に来て、その中から事務局次長が選ばれるというところもある。

東京支部のような大きな支部の場合どうするか

改憲阻止に向けて、1年くらいかけて、事務所間対話ということができるか。

9条の会をどうしていくのか、また、地域に根ざした活動に各事務所がどうしていくのか。

それぞれの立場で、どうしていくのか対話ができないか。

共同センター 東京は思った程の広がり生まれていない。なぜか。それは、地域の労働組合や団体の問題がある。お願いに行っても、団体がうまく動かないという現状がある。

9条の会も、増えていかない。

いろいろな分野で、克服すべき課題がたくさんある。

労働組合や団体のほうは、組合の存続自体に注力している状況がある。そのような状態で、どうやって結集していくのが課題。

各事務所も、大変な状況にある。アンケートを取る等も考える。

2日目：若手団員の問題。

団に入り、団事務所に入っても、団活動に来ない人もいる。成功させるためにはどうするか = 5月集会プレ企画レジュメ参照

方法としては、対話をしていくしかない。

8月幹事会2日目の仕切も若い人が行う。2日目だけでもいいので、若い人に来てもらう。

## 6 労働

東京地評との懇談会 7月4日18:00～ 場所：東京地評

## 7 ソフトボール大会について

日程 11月5日(月)に確定。

日暮れまでにできる試合数からみて、参加チームは12以内におさめたほうがいい。

## 8 東京支部35周年記念行事

総会、憲法問題のシンポジウム、レセプションをやりたい。

2008年2月28日(金曜日)

実行委員会を組織する予定。次回幹事会で実行委員会を組織する。

## 9 教育について

都教委からの回答の件

教育三法 サンデー毎日の報道、支部声明

## 1.0 治安警察

少年法改悪 本日成立のうごき

犯罪被害者の刑事訴訟参加の問題について

## 1.1 次回幹事会

東京中央法律事務所の淵上先生に、生存権訴訟の報告をしてもらう。

**第18回 自由法曹団東京支部 秋のソフトボール大会**

**11月5日(月)に開催!**

**表彰式・懇親会も例年通りの予定**

**出場チームの受付開始します**

詳細については後日お知らせ致しますので、取りあえず日程を確保してください。

## 日誌 5 / 14 ~ 6 / 15

- 5月14日 「改憲手続法（国民投票法）の成立強行に厳しく抗議する」声明
- 16日 国民主権を踏みにじる「改憲手続き法」強行採決抗議！憲法闘争の一大強化をめざす5・16中央決起集会（日比谷野音）・デモ行進・座り込み
- 17日 国民投票法抗議緊急昼デモ（千代田区春闘共闘委員会・日本マスコミ文化情報労組会議・自由法曹団東京支部）／教育連絡会5月世話人会議
- 18日 「教育三法案の衆議院での強行採決に抗議し、参議院での廃案を求める」声明
- 19日 自由法曹団5月集会プレ企画／憲法フェスティバル（憲法フェスティバル実行委員会）
- 20日 自由法曹団5月集会
- 21日 自由法曹団5月集会
- 22日 平和集会（千代田区労協）第2回実行委員会
- 23日 自由法曹団改憲阻止対策本部／「米軍再編法の強行採決に抗議する」声明
- 25日 東京支部幹事会
- 27日 東京商工団体連合会第61回定期総会
- 28日 国民救援会東京都本部常任委員会／憲法をつどい（憲法をつどい実行委員会）
- 31日 教育三法案国会要請 自由法曹団教育問題対策本部／自由法曹団事務局会議／裁判交流集会打ち合わせ
- 6月 4日 日本共産党東京都議会議員団定例会前懇談会
- 6日 犯罪被害者訴訟参加法案国会要請／自由法曹団改憲阻止対策本部／憲法改悪に反対する東京共同センター教育3法案廃案！6.6新宿西口宣伝
- 7日 「自衛隊の市民監視に抗議する」声明発表
- 8日 憲法改悪に反対する東京共同センター新宿西口共同宣伝／裁判交流集会（9日まで）
- 9日 「9条の会」学習会「安倍内閣と集団的自衛権問題」
- 11日 自由法曹団市民問題委員会／「革新都政をつくる会」代表者会議
- 12日 自衛隊の国民監視への抗議要請・防衛省へ（安保破棄中央実行委員会）／07年第2回定例東京都議会開会
- 14日 東京支部事務局会議／自衛隊による違憲・違法な国民監視活動についての報告・抗議集会（日本共産党）／「米軍ヘリ事故に抗議する」声明
- 15日 自由法曹団警察問題委員会／教育連絡会6月世話人会議／東京共同センター第15回運営委員会

## 支部MLにぜひご参加を！ メールアドレスをお知らせください。

東京支部の活動がリアルタイムで伝わります。

支部メーリングリストには  
東京支部が発表した声明  
集会・イベントなどのご案内  
参加した集会・イベントなどの速報  
東京支部FAXニュース「ぶっとばせ憲法改悪」  
こんな情報をキャッチしました  
などの情報提供、さらには  
探している資料をお持ちの方はいませんか？  
こういう意見にたいする反論や補足を求めます  
この問題について教えてください  
などの円卓会議もできます。

参加するのは簡単です。

あなたのメールアドレスを、東京支部事務局にお知らせください。  
電話でもFAXでも、メールでも結構です。

参加してみて、脱退することも簡単にできます。  
迷っている方は、一度、ぜひ参加してみてください。  
おまちしています。